

ID: 61

担当部署: 福祉課

| | | | |
|--|--------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 助成の決定及び交付 | | |
| 例規名 根拠条項 | 大河原町障害者医療費の助成に関する条例 第10条 | | |
| 例規番号 | 平成16年条例第15号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>第4条及び第10条の規定による。</p> <p>(助成)</p> <p>第4条 町は、助成対象者に係る医療費のうち国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律又は規則で定める社会保険各法に定める一部負担金(法令の規定に基づく国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付又は保険者等の負担による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに附加給付の額を控除した額。ただし、入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下単に「一部負担金」という。)について、当該助成対象者又はその保護者に助成するものとする。</p> <p>2 前項の規定は、助成対象者が当該療養の給付に代えて医療費を支払った日から2年以内のものに限るものとする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、特に町長が必要と認めたときは、その助成を行うことができるものとする。</p> <p>(助成の決定、交付)</p> <p>第10条 町長は、前条の規定により受給者から申請があったときは、その内容を審査し当該申請に係る助成額を決定するとともに、規則で定める通知書により当該受給者に通知し、助成金を交付するものとする。</p> | | | |
| 標準処理期間 | 30日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年7月5日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |